

東彼杵町規則第 4 号

東彼杵町役場処務規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町役場処務規則の一部を改正する規則

(東彼杵町役場処務規則の一部改正)

第1条 東彼杵町役場処務規則(昭和39年規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前																														
<p>(係の設置)</p> <p>第2条 東彼杵町課設置条例(昭和36年東彼杵町条例第13号) 第1条の課にそれぞれ次の係を置く。</p> <table border="1" data-bbox="670 1120 1069 2098"> <tr><td>総務課</td><td>総務係、防災交通係、企画係、情報政策係</td></tr> <tr><td>税財政課</td><td>財政管財係、住民税係、固定資産税係、収納対策係</td></tr> <tr><td>町民課</td><td>戸籍係、社会福祉係、環境衛生係</td></tr> <tr><td>長寿ほけん課</td><td>ほけん年金係、長寿支援係</td></tr> <tr><td>こども健康課</td><td>子育て支援係、健康増進係</td></tr> <tr><td>産業振興課</td><td>農林水産係、商工観光係</td></tr> <tr><td>建設課</td><td>建設係、管理係</td></tr> <tr><td>水道課</td><td>集落排水係</td></tr> </table>	総務課	総務係、防災交通係、企画係、情報政策係	税財政課	財政管財係、住民税係、固定資産税係、収納対策係	町民課	戸籍係、社会福祉係、環境衛生係	長寿ほけん課	ほけん年金係、長寿支援係	こども健康課	子育て支援係、健康増進係	産業振興課	農林水産係、商工観光係	建設課	建設係、管理係	水道課	集落排水係	<p>(係の設置)</p> <p>第2条 東彼杵町課設置条例(昭和36年東彼杵町条例第13号) 第1条の課にそれぞれ次の係を置く。</p> <table border="1" data-bbox="670 145 1069 1120"> <tr><td>総務課</td><td>総務係、防災交通係、企画係、情報政策係</td></tr> <tr><td>税財政課</td><td>財政管財係、住民税係、固定資産税係、収納対策係</td></tr> <tr><td>町民課</td><td>戸籍係、福祉係、環境衛生係</td></tr> <tr><td>健康ほけん課</td><td>健康推進係、国保年金係、介護保険係</td></tr> <tr><td>産業振興課</td><td>農林水産係、商工観光係</td></tr> <tr><td>建設課</td><td>建設係、管理係</td></tr> <tr><td>水道課</td><td>集落排水係</td></tr> </table>	総務課	総務係、防災交通係、企画係、情報政策係	税財政課	財政管財係、住民税係、固定資産税係、収納対策係	町民課	戸籍係、福祉係、環境衛生係	健康ほけん課	健康推進係、国保年金係、介護保険係	産業振興課	農林水産係、商工観光係	建設課	建設係、管理係	水道課	集落排水係
総務課	総務係、防災交通係、企画係、情報政策係																														
税財政課	財政管財係、住民税係、固定資産税係、収納対策係																														
町民課	戸籍係、社会福祉係、環境衛生係																														
長寿ほけん課	ほけん年金係、長寿支援係																														
こども健康課	子育て支援係、健康増進係																														
産業振興課	農林水産係、商工観光係																														
建設課	建設係、管理係																														
水道課	集落排水係																														
総務課	総務係、防災交通係、企画係、情報政策係																														
税財政課	財政管財係、住民税係、固定資産税係、収納対策係																														
町民課	戸籍係、福祉係、環境衛生係																														
健康ほけん課	健康推進係、国保年金係、介護保険係																														
産業振興課	農林水産係、商工観光係																														
建設課	建設係、管理係																														
水道課	集落排水係																														
<p>2 (略)</p> <p>別表第1</p> <p>事務分掌の区分</p> <p>(1) 総務課 総務係</p> <p>1 条例規則に関する事項</p>	<p>2 (略)</p> <p>別表第1</p> <p>事務分掌の区分</p> <p>(1) 総務課 総務係</p> <p>1 条例規則に関する事項</p>																														

2 ～ 19 (略)	2 ～ 19 (略)
20 他係の主管に属しない事項 防災交通係	20 他係の主管に属しない事項 防災交通係
1 消防、水防及び災害対策に関する事項	1 消防、水防及び災害対策に関する事項
2 ～ 6 (略)	2 ～ 6 (略)
7 その他防犯及び交通対策に関する事項 企画係	7 その他防犯及び交通対策に関する事項 企画係
1 町政の重要施策の企画調整及び調査研究に関する事項	1 町政の重要施策の企画調整及び調査研究に関する事項
2 ～ 10 (略)	2 ～ 10 (略)
11 その他企画調整及びまちづくりに関する事項 情報政策係	11 その他企画調整及びまちづくりに関する事項 情報政策係
1 情報化施策の総合的な企画及び調整に関する事項	1 情報化施策の総合的な企画及び調整に関する事項
2 ～ 6 (略)	2 ～ 6 (略)
7 全庁的な電子計算組織の管理運営に関する事項	7 全庁的な電子計算組織の管理運営に関する事項
(2) 税財政課 財政管財係	(2) 税財政課 財政管財係
1 歳入歳出予算の編成及び執行の統括に関する事項	1 歳入歳出予算の編成及び執行の統括に関する事項
2 ～ 19 (略)	2 ～ 19 (略)
20 その他財産に関する事項 住民税係	20 その他財産に関する事項 住民税係
1 個人町県民税及び法人町民税の賦課に関する事項	1 個人町県民税及び法人町民税の賦課に関する事項
2 ～ 5 (略)	2 ～ 5 (略)
6 その他の他の係の所掌に属さない税務に関する事項	6 その他の他の係の所掌に属さない税務に関する事項

固定資産税係

1 固定資産の評価及び賦課並びに償却資産の賦課に関する事項

事項

2 ～ 9 (略)

10 その他固定資産税及び軽自動車税に関する事項

収納対策係

1 町税の徴収及び滞納処分に関する事項

2・3 (略)

4 その他収納対策に関する事項

(3) 町民課

戸籍係

1 戸籍に関する事項

2 ～ 9 (略)

10 公的個人認証サービスに関する事項

社会福祉係

1 地域福祉ボランティアに関する事項

2 避難行動要支援者に関する事項

3 災害、り災者の保護に関する事項

4 生活保護に関する事項

5 行旅病人及び行旅死亡人に関する事項

6 障害者（児）の福祉に関する事項

7 戦傷病者、戦没者遺族等の援護及び中国等帰国者援護に関する事項

固定資産税係

1 固定資産の評価及び賦課並びに償却資産の賦課に関する事項

2 ～ 9 (略)

10 その他固定資産税及び軽自動車税に関する事項

収納対策係

1 町税の徴収及び滞納処分に関する事項

2・3 (略)

4 その他収納対策に関する事項

(3) 町民課

戸籍係

1 戸籍に関する事項

2 ～ 9 (略)

10 公的個人認証サービスに関する事項

福祉係

1 地域福祉ボランティアに関する事項

2 避難行動要支援者に関する事項

3 災害、り災者の保護に関する事項

4 生活保護に関する事項

5 行旅病人及び行旅死亡人に関する事項

6 障害者（児）の福祉に関する事項

7 長寿慶祝事業及び老人クラブに関する事業

8 戦傷病者、戦没者遺族等の援護及び中国等帰国者援護に関する事項

する事項

- 8 殉国者慰霊奉賛会に関する事項
 9 民生委員及び児童委員に関する事項
 10 社会福祉協議会に関する事項
 11 更生保護に関する事項
 12 福祉センターの管理運営に関する事項

- 13 福祉医療（障害者（児））に関する事項

- 14 その他社会福祉に関する事項

環境衛生係

- 1 浄化槽設置に関する事項
 2 ～ 7 （略）

する事項

- 9 殉国者慰霊奉賛会に関する事項
 10 民生委員及び児童委員に関する事項
 11 社会福祉協議会に関する事項
 12 更生保護に関する事項
 13 福祉センターの管理運営に関する事項
 14 保育所、認定子ども園及び認可外保育施設に関する事項
 15 児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当等に関する事項

る事項

- 16 学童保育に関する事項
 17 母子、寡婦及び父子福祉に関する事項
 18 福祉医療に関する事項
 19 子育て支援事業に関する事項
 20 要保護児童対策に関する事項
 21 むつみ荘の管理運営に関する事項
 22 高齢者タクシール利用券に関する事項
 23 シルバー人材センターに関する事項
 24 高齢者の措置に関する事項
 25 東部地区コミュニティセンターの管理運営に関する事項
 26 その他社会福祉、老人福祉及び児童福祉に関する事項

環境衛生係

- 1 浄化槽設置に関する事項
 2 ～ 7 （略）

8 その他環境衛生に関する事項

(4) 長寿ほけん課

8 その他環境衛生に関する事項

(4) 健康ほけん課

健康推進係

- 1 健康づくりに関する事項
- 2 母子保健に関する事項
- 3 予防接種に関する事項
- 4 栄養指導に関する事項
- 5 食生活改善に関する事項
- 6 原爆被爆者対策に関する事項
- 7 精神保健に関する事項
- 8 献血推進事業に関する事項
- 9 その他保健事業に関する事項

ほけん年金係

- 1 診療費その他国民健康保険の財政に関する事項
- 2 国民健康保険加入者の健康管理に関する事項
- 3 国民健康保険運営協議会に関する事項
- 4 後期高齢者医療に関する事項
- 5 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する事項
- 6 国民年金被保険者資格取得及び喪失に関する事項
- 7 特定健診_____に関する事項

国保年金係

- 1 診療費その他国民健康保険の財政に関する事項
- 2 国民健康保険加入者の健康管理に関する事項
- 3 国民健康保険運営協議会に関する事項
- 4 後期高齢者医療に関する事項
- 5 高齢者保健事業の_____一体的実施に関する事項
- 6 国民年金被保険者資格取得及び喪失に関する事項
- 7 特定健診、特定保健指導に関する事項
- 8 その他国民健康保険、後期高齢者医療保険及び国民年金に

関する事項

介護保険係

8	介護保険事業に関する事項	1 介護保険事業に関する事項
9	介護保険の賦課及び徴収に関する事項	2 介護保険の賦課及び徴収に関する事項
10	その他国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険及び国民年金に関する事項	3 介護保険の賦課及び徴収に関する事項
	長寿支援係	
1	地域包括支援センターの運営及び業務に関する事項	3 地域包括支援センターの運営及び業務に関する事項
2	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する事項	
3	地域支援事業に関する事項	
4	長寿慶祝事業及び老人クラブに関する事業	
5	高齢者タクシー利用券に関する事項	
6	シルバー人材センターに関する事項	
7	高齢者の措置に関する事項	
8	東部地区コミュニティセンターの管理運営に関する事項	
9	その他高齢者の福祉及び支援に関する事項	
(5)	こども健康課 子育て支援係	
1	保育所、認定子ども園及び認可外保育施設に関する事項	
2	児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当等に関する事項	
3	学童保育に関する事項	
4	母子、寡婦及び父子福祉に関する事項	
5	福祉医療（乳幼児・子ども）に関する事項	
6	子育て支援事業に関する事項	

1	介護保険事業に関する事項	
2	介護保険の賦課及び徴収に関する事項	
3	_____包括支援センターの運営及び業務に関する事項	
4	その他介護保険_____に関する事項	
5	_____に関する事項	
6	_____に関する事項	
7	_____に関する事項	
8	_____に関する事項	
9	_____に関する事項	
10	_____に関する事項	
11	_____に関する事項	
12	_____に関する事項	
13	_____に関する事項	
14	_____に関する事項	
15	_____に関する事項	
16	_____に関する事項	
17	_____に関する事項	
18	_____に関する事項	
19	_____に関する事項	
20	_____に関する事項	
21	_____に関する事項	
22	_____に関する事項	
23	_____に関する事項	
24	_____に関する事項	
25	_____に関する事項	
26	_____に関する事項	
27	_____に関する事項	
28	_____に関する事項	
29	_____に関する事項	
30	_____に関する事項	
31	_____に関する事項	
32	_____に関する事項	
33	_____に関する事項	
34	_____に関する事項	
35	_____に関する事項	
36	_____に関する事項	
37	_____に関する事項	
38	_____に関する事項	
39	_____に関する事項	
40	_____に関する事項	
41	_____に関する事項	
42	_____に関する事項	
43	_____に関する事項	
44	_____に関する事項	
45	_____に関する事項	
46	_____に関する事項	
47	_____に関する事項	
48	_____に関する事項	
49	_____に関する事項	
50	_____に関する事項	
51	_____に関する事項	
52	_____に関する事項	
53	_____に関する事項	
54	_____に関する事項	
55	_____に関する事項	
56	_____に関する事項	
57	_____に関する事項	
58	_____に関する事項	
59	_____に関する事項	
60	_____に関する事項	
61	_____に関する事項	
62	_____に関する事項	
63	_____に関する事項	
64	_____に関する事項	
65	_____に関する事項	
66	_____に関する事項	
67	_____に関する事項	
68	_____に関する事項	
69	_____に関する事項	
70	_____に関する事項	
71	_____に関する事項	
72	_____に関する事項	
73	_____に関する事項	
74	_____に関する事項	
75	_____に関する事項	
76	_____に関する事項	
77	_____に関する事項	
78	_____に関する事項	
79	_____に関する事項	
80	_____に関する事項	
81	_____に関する事項	
82	_____に関する事項	
83	_____に関する事項	
84	_____に関する事項	
85	_____に関する事項	
86	_____に関する事項	
87	_____に関する事項	
88	_____に関する事項	
89	_____に関する事項	
90	_____に関する事項	
91	_____に関する事項	
92	_____に関する事項	
93	_____に関する事項	
94	_____に関する事項	
95	_____に関する事項	
96	_____に関する事項	
97	_____に関する事項	
98	_____に関する事項	
99	_____に関する事項	
100	_____に関する事項	

7	<u>要保護児童対策に関する事項</u>	[新設]
8	<u>むつみ荘の管理運営に関する事項</u>	[新設]
9	<u>学童保育施設の管理運営に関する事項</u>	[新設]
10	<u>その他児童福祉に関する事項</u>	[新設]
	<u>健康増進係</u>	[新設]
1	<u>健康づくりに関する事項</u>	[新設]
2	<u>母子保健に関する事項</u>	[新設]
3	<u>予防接種に関する事項</u>	[新設]
4	<u>栄養指導に関する事項</u>	[新設]
5	<u>食生活改善に関する事項</u>	[新設]
6	<u>原爆被爆者対策に関する事項</u>	[新設]
7	<u>精神保健に関する事項</u>	[新設]
8	<u>献血推進事業に関する事項</u>	[新設]
9	<u>がん検診に関する事項</u>	[新設]
10	<u>特定保健指導に関する事項</u>	[新設]
11	<u>高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する事項</u>	[新設]
	<u>項</u>	
12	<u>保健センターの管理運営に関する事項</u>	[新設]
13	<u>子育て世代包括支援センターに関する事項</u>	[新設]
14	<u>その他保健事業に関する事項</u>	[新設]
(6)	<u>産業振興課</u>	(5) 産業振興課
	<u>農林水産係</u>	農林水産係
1	<u>農産物の生産流通に関する事項</u>	1 農産物の生産流通に関する事項

2 ～ 1 1 (略)	
1 2 その他農林水産業に関する事項	
商工観光係	
1 商工業の振興に関する事項	
2 ～ 6 (略)	
7 その他商工及び観光並びに労働に関する事項	
<u>(7)</u> 建設課	
建設係・管理係	
1 道路橋梁に関する事項	
2 ～ 1 3 (略)	
1 4 その他土木建設及び農林土木事業に関する事項	
<u>(8)</u> 水道課	
集落排水係	
1 集落排水事業の計画及び設置に関する事項	
2 ～ 6 (略)	
7 その他集落排水業務に関する事項	
<u>(9)</u> 会計課	
会計係 (以下の事務について会計管理者を補佐する。)	
1 町費及び国費県費の出納決算に関する事項	
2 ～ 6 (略)	
7 その他会計事務に関する事項	

別表第 2

2 ～ 1 1 (略)	
1 2 その他農林水産業に関する事項	
商工観光係	
1 商工業の振興に関する事項	
2 ～ 6 (略)	
7 その他商工及び観光並びに労働に関する事項	
<u>(6)</u> 建設課	
建設係・管理係	
1 道路橋梁に関する事項	
2 ～ 1 3 (略)	
1 4 その他土木建設及び農林土木事業に関する事項	
<u>(7)</u> 水道課	
集落排水係	
1 集落排水事業の計画及び設置に関する事項	
2 ～ 6 (略)	
7 その他集落排水業務に関する事項	
<u>(8)</u> 会計課	
会計係 (以下の事務について会計管理者を補佐する。)	
1 町費及び国費県費の出納決算に関する事項	
2 ～ 6 (略)	
7 その他会計事務に関する事項	

別表第 2

文書件名	記号
総務	東彼総
交通	東彼交
消防	東彼消
秘	東彼秘
雑	東彼雑
企画	東彼企
統計	東彼統
情報政策	東彼情
財政管財	東彼財
工事指名	東彼工
コンサル指名	東彼コ
税務	東彼税
戸籍	東彼戸
支所	東彼支
社会福祉	東彼福
環境衛生	東彼衛
子育て支援	東彼子
健康増進	東彼健
国保	東彼保
国民年金	東彼年
介護	東彼介
長寿支援	東彼寿
農林水産	東彼農
商工観光	東彼商

文書件名	記号
総務	東彼総
交通	東彼交
消防	東彼消
秘	東彼秘
雑	東彼雑
企画	東彼企
統計	東彼統
情報政策	東彼情
財政管財	東彼財
工事指名	東彼工
コンサル指名	東彼コ
税務	東彼税
戸籍	東彼戸
支所	東彼支
福祉	東彼福
環境衛生	東彼衛
健康増進	東彼健
国保	東彼保
国民年金	東彼年
介護	東彼介
農林水産	東彼農
商工観光	東彼商
建設	東彼建
集落排水	東彼集

建設	東彼建	東彼会
集落排水	東彼集	
会計	東彼会	

(東彼杵町地域福祉基金の設置、管理及び処分に關する運用規程の一部改正)

第2条 東彼杵町地域福祉基金の設置、管理及び処分に關する運用規程(平成3年規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前
(目的)		(目的)
第1条 この規程は、東彼杵町地域福祉基金の設置、管理及び処分に關する <u>条例(平成2年条例第12号。以下「条例」という。)</u> の施行に關し、必要な事項を定める。 <u>様式第1号</u> (略)	第1条 この規程は、東彼杵町地域福祉基金の設置、管理及び処分に關する <u>条例(平成3年条例第18号。以下「条例」という。)</u> の施行に關し、必要な事項を定める。 <u>様式第1号</u> (略)	第1条 この規程は、東彼杵町地域福祉基金の設置、管理及び処分に關する <u>条例(平成3年条例第18号。以下「条例」という。)</u> の施行に關し、必要な事項を定める。 <u>様式第1号</u> (略)
<u>様式第3号</u> (略)		<u>様式第3号</u> (略)

(東彼杵町身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第3条 東彼杵町身体障害者福祉法施行細則(平成5年規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前
<u>様式第7</u> (略)		<u>様式第7</u> (略)
<u>様式第8</u> (略)		<u>様式第8</u> (略)

(東彼杵町事務専決規程の一部改正)

第4条 東彼杵町事務専決規程（平成15年規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(専決の範囲)</p> <p>第4条 副町長の専決することができる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p><u>(18) 多面的機能支交付金に関すること。</u></p> <p><u>(19) 中山間地域等直接支交付金に関すること。</u></p> <p><u>(20) 法令及び町条例（町規則及び町要綱を含む。）並びに予算措置に基づく100万円以上300万円未満の補助金交付（前2号の補助金を除く。）に関すること。</u></p> <p><u>(21) (略)</u></p> <p><u>(22) (略)</u></p> <p><u>(23) (略)</u></p> <p>第5条 各課長が、それぞれ主管する事務で、共通して専決することができる事項は、次のとおりとする。ただし、第17号及び第18号の規定の適用については、<u>税財政課長は除く。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 課長補佐以下の職員の年次休暇届及び職員の勤務時間、<u>休暇等に関する規則（平成7年規則第1号。以下「職員勤務時</u></p>	<p>(専決の範囲)</p> <p>第4条 副町長の専決することができる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p><u>(18) 法令及び町条例（町規則及び町要綱を含む。）並びに予算措置に基づく100万円以上300万円未満の補助金交付</u><u>付</u><u>_____</u><u>に関すること。</u></p> <p><u>(19) (略)</u></p> <p><u>(20) (略)</u></p> <p><u>(21) (略)</u></p> <p>第5条 各課長が、それぞれ主管する事務で、共通して専決することができる事項は、次のとおりとする。ただし、第17号及び第18号の規定の適用については、<u>税財政課長は除く。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 課長補佐以下の職員の年次休暇届、<u>職員の勤務時間、休暇等に関する規則（昭和61年規則第2号。以下「職員勤務時</u></p>

間規則」という。）第14条第1項第11号及び第22号に規定する特別休暇に関すること。

(5) ～ (18) (略)

(19) 職務に専念する義務の特例に関する規則
第2条第1項第3号、第5号、第9号及び第10号に規定する職員の職務専念義務の免除の承認に関すること。

(20) ～ (22) (略)

第6条 前条に定めるもののほか、各課長の専決事項は、次のとおりとする。

総務課長の専決事項

(1) 公印の管理に関すること。

(2) ～ (12) (略)

(13) 休暇申請（課長補佐以下の職員の年次休暇届、職員勤務時間規則第14条第1項第11号及び第22号に規定する特別休暇に係る届を除く）又は欠勤届等職員の服務上の願及び届に関すること。

(14) 指定統計調査の定期的な事項処理に関すること。

(15) 企業立地に関する通例的な事務に関すること。

間規則」という。）第14条第1項第11号及び第22号に規定する特別休暇に関すること。

(5) ～ (18) (略)

(19) 職務に専念する義務の特例に関する規則
（令和2年規則第36号）第2条第1項第3号、第5号、第9号及び第10号に規定する職員の職務専念義務の免除の承認に関すること。

(20) ～ (22) (略)

第6条 前条に定めるもののほか、各課長の専決事項は、次のとおりとする。

総務課長の専決事項

(1) 公印の管理に関すること。

(2) ～ (12) (略)

(13) 休暇申請（課長補佐以下の職員の年次休暇届、職員勤務時間規則第14条第1項第11号及び第22号に規定する特別休暇に係る届を除く）又は欠勤届等職員の服務上の願及び届に関すること。

[新設]

[新設]

まちづくり課長の専決事項

(1) 指定統計調査の定期的な事項処理に関すること。

(2) 企業立地に関する通例的な事務に関すること。

(3) 商工業の経営指導に関すること。

(4) 商工及び観光関係の諸調査及び報告に関すること。

税財政課長の専決事項

- (1) 指名願の定例的な事務処理に関すること。
 - (2) ～ (14) (略)
 - (15) 法令及び町条例(町規則及び町要綱を含む。)並びに予算措置に基づき30万円以上100万円未満の補助金交付に関すること。
- 町民課長の専決事項
- (1) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。
 - (2) ～ (11) (略)
 - (12) 救護及び援護物資の配給に関すること。

(13) 福祉医療(障害者(児))の認定申請に関すること。

(14) 生活保護に関する定例的な事務処理に関すること。

(15) 戦没者等の特別弔慰金の進達に関すること。

(16) 行旅病人、死亡人の取扱い及び遺留品の処理に関すること。

(17) 身体障害者(児)及び遺族援護等に係る定例的な事務処理に関すること。

(5) 観光事業の振興に関すること。

税財政課長の専決事項

- (1) 指名願の定例的な事務処理に関すること。
- (2) ～ (14) (略)
- (15) 法令及び町条例(町規則及び町要綱を含む。)並びに予算措置に基づき30万円以上100万円未満の補助金交付に関すること。

町民課長の専決事項

(1) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。

(2) ～ (11) (略)

(12) 救護及び援護物資の配給に関すること。

(13) 児童手当の認定申請に関すること。

(14) 福祉医療の認定申請に関すること。

(15) 福祉資金の貸付けに関すること。

(16) 生活保護に関する定例的な事務処理に関すること。

(17) 保育所に係る定例的な事務処理に関すること。

(18) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。

(19) 旧軍人恩給請求書の進達に関すること。

(20) 行旅病人、死亡人の取扱い及び遺留品の処理に関すること。

(21) 老人、身体障害者、母子家庭及び遺族援護等に係る定例的な事務処理に関すること。

長寿ほけん課長

- (1) 国民健康保険に係る定例的な事務処理に関すること。
- (2) 医療費、出産育児一時金及び葬祭費の支給申請に関すること。
- (3) 後期高齢者医療事務に係る定例的な事務処理に関すること。
- (4) 介護保険に係る通例的な事務に関すること。
- (5) 国民年金に係る定例的な事務処理に関すること。
- (6) 国が行う各種年金、一時金に関する請求書、証書、通知書類の進達、交付及び伝達に関すること。
- (7) 地域包括支援センターに係る定例的な事務処理に関すること。

こども健康課長の専決事項

- (1) 児童手当の申請に関すること。
- (2) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。
- (3) 福祉医療（乳幼児・子ども）の認定申請に関すること。
- (4) 保育所、認定こども園及び認可外保育施設に係る定例的な事務処理に関すること。
- (5) 学童保育に関する定例的な事務処理に関すること。
- (6) ひとり親世帯等に係る定例的な事務処理に関すること。
- (7) むつみ荘の管理に関すること。
- (8) 学童保育施設の管理に関すること。
- (9) 予防接種の執行に関すること。

[新設]
[新設]
[新設]
[新設]
[新設]
[新設]
[新設]

健康ほけん課長の専決事項

[新設]
[新設]
[新設]
[新設]
[新設]
[新設]
[新設]
[新設]
[新設]

- (10) 伝染病患者の収容及び患者の消毒に関すること。
- (11) 原爆被爆者の事務処理に関すること。
- (12) 健康増進事業の取扱いに関すること。
- (13) 保健センターの管理に関すること。
- (14) 出産祝金及び育児報奨金の支給に関すること。
- (15) 出産・子育て応援ギフトの支給に関すること。

産業振興課長の専決事項

- (1) 農林水産業の技術及び経営の指導に関すること。
- (2) ～ (4) (略)
- (5) 漁船の登録事務に関すること。
- (6) 商工業の経営指導に関すること。

- (1) 予防接種の執行に関すること。
- (2) 伝染病患者の収容及び患者の消毒に関すること。
- (3) 原爆被爆者の事務処理に関すること。
- (4) 健康増進事業の取扱いに関すること。
- (5) 保健センターの管理に関すること。

[新設]

[新設]

- (6) 国民年金に係る定例的な事務処理に関すること。
- (7) 国民健康保険に係る定例的な事務処理に関すること。
- (8) 国が行う各種年金、一時金に関する請求書、証書、通知書類の進達、交付及び伝達に関すること。
- (9) 医療費、出産育児一時金及び葬祭費の支給申請に関すること。

と。

- (10) 後期高齢者医療事務に係る定例的な事務処理に関すること。
- (11) 介護保険に係る通例的な事務に関すること。

- (12) 地域包括支援センターに係る定例的な事務処理に関すること。

農林水産課長の専決事項

- (1) 農林水産業の技術及び経営の指導に関すること。
- (2) ～ (4) (略)
- (5) 漁船の登録事務に関すること。

[新設]

- (7) 商工及び観光関係の諸調査及び報告に関すること。
- (8) 観光事業の振興に関すること。
- (9) 道の駅の管理に関すること。

建設課長の専決事項

- (1) 工事の監督検査及び工事用資材の検査に関すること。
- (2) ～ (11) (略)
- (12) 農林業施設の維持管理に関すること。

水道課長の専決事項

- (1) 簡易水道の通例的な維持管理に関すること。
- (2) ・ 3 (略)
- (4) 工事の監督検査及び工事用資材の検査に関すること。

別表 (第3条の2関係)

歳入関係

専決事項	副町長	税財政課長	主管課長
使用料・手数料以外の税外200万円以上収入	—	100万円以上 200万円未満	100万円未満
使用料及び手数料並びに諸収入(振興協補助金を除く。)	—	—	全額
町税	—	全額	—
国民健康保険税	—	全額	—
介護保険料	—	—	全額
後期高齢者医療保険料	—	—	全額

- [新設]
- [新設]
- [新設]

建設課長の専決事項

- (1) 工事の監督検査及び工事用資材の検査に関すること。
- (2) ～ (11) (略)
- (12) 農林業施設の維持管理に関すること。

水道課長の専決事項

- (1) 簡易水道の通例的な維持管理に関すること。
- (2) ・ 3 (略)
- (4) 工事の監督検査及び工事用資材の検査に関すること。

別表 (第3条の2関係)

歳入関係

専決事項	副町長	税財政課長	主管課長
使用料・手数料以外の税外200万円以上収入	—	100万円以上 200万円未満	100万円未満
使用料及び手数料並びに諸収入(振興協補助金を除く。)	—	—	全額
町税	—	全額	—
国民健康保険税	—	全額	—
介護保険料	—	—	全額
後期高齢者医療保険料	—	—	全額

歳出関係

専決事項		専決者			
区分	副町長	総務課長	税財政課長	主管課長	
01節 報酬	—	—	30万円以上	30万円未満	
02節 給料	—	全額	—	—	
03節 職員手当等	—	全額	—	—	
04節 共済費	—	全額	—	—	
05節 災害補償費	—	—	—	—	
07節 報償費	ふるさと100万円 応援寄附以上 金謝礼	—	30万円以上 100万円未 満	30万円未満	
	上記を除く 100万円 以上300 万円未満	—	30万円以上 100万円未 満	30万円未満	
08節 旅費	—	—	10万円以上	10万円未満	
09節 交際費	—	—	—	—	
10節 需用費	食糧費	—	1万円以上5 万円未満	1万円未満	
		5万円以 上10万円	—	—	

歳出関係

専決事項		専決者			
区分	副町長	総務課長	税財政課長	主管課長	
01節 報酬	—	—	30万円以上	30万円未満	
02節 給料	—	全額	—	—	
03節 職員手当等	—	全額	—	—	
04節 共済費	—	全額	—	—	
05節 災害補償費	—	—	—	—	
07節 報償費	ふるさと100万円 応援寄附以上 金謝礼	—	30万円以上 100万円未 満	30万円未満	
	上記を除く 100万円 以上300 万円未満	—	30万円以上 100万円未 満	30万円未満	
08節 旅費	—	—	10万円以上	10万円未満	
09節 交際費	—	—	—	—	
10節 需用費	食糧費	—	1万円以上5 万円未満	1万円未満	
		5万円以 上10万円	—	—	

11 節	定期的支払を要する光熱水費及び燃料費 上記を除く 定期的支払を要する通信運搬費及び保守料	—	30万円以上	30万円未満
		—	30万円以上 100万円未満	30万円未満
		—	30万円以上	30万円未満
12 節	委託料 うち 老人保護措置費委託料 うち 母子保健健康診査委託料 うち 予防接種・ワ	—	30万円以上 100万円未満	30万円未満
		—	30万円以上 100万円未満	30万円未満
		—	30万円以上 100万円未満	30万円未満
	定期的支払を要する光熱水費及び燃料費 上記を除く 定期的支払を要する通信運搬費及び保守料 委託料 うち 老人保護措置費委託料 うち 母子保健健康診査委託料 うち 予防接種・ワ	—	30万円以上 100万円未満	30万円未満
	定期的支払を要する光熱水費及び燃料費 上記を除く 定期的支払を要する通信運搬費及び保守料 委託料 うち 老人保護措置費委託料 うち 母子保健健康診査委託料 うち 予防接種・ワ	—	30万円以上 100万円未満	30万円未満
	定期的支払を要する光熱水費及び燃料費 上記を除く 定期的支払を要する通信運搬費及び保守料 委託料 うち 老人保護措置費委託料 うち 母子保健健康診査委託料 うち 予防接種・ワ	—	30万円以上 100万円未満	30万円未満

クチン接種委託料							
うち がん検診・その他健診委託料							
うち 広域市町村圏消防事務委託料							
うち ふるさと納税に関する委託料							
うち 町営バス運行業務委託料							
うち スクールバス運行委託料							
13 節	使用料及び定期的支払を要するリース料	—	—	—	—	30万円以上30万円未満	30万円以上30万円未満
	上記を除く	100万円以上300万円未満	100万円以上300万円未満	100万円以上300万円未満	100万円以上300万円未満	30万円以上100万円未満	30万円以上100万円未満
14 節	工事請負費	500万円以上1000万円未満	500万円以上1000万円未満	500万円以上1000万円未満	500万円以上1000万円未満	130万円未満	130万円未満
15 節	原材料費	100万円以上	100万円以上	100万円以上	100万円以上	30万円以上100万円未満	30万円以上100万円未満
16 節	公有財産購入費	100万円	100万円	100万円	100万円	30万円以上	30万円以上

節	以上300万円未満	100万円未満		節	以上300万円未満	100万円未満	
17節	備品購入費	30万円以上100万円未満	—	17節	備品購入費	30万円以上100万円未満	—
18節	負担金、補助及び交付金	30万円以上100万円未満	—	18節	負担金、補助及び交付金	30万円以上100万円未満	—
	うち 一部事務組合負担金	30万円以上100万円未満	—		うち 一部事務組合負担金	30万円以上100万円未満	—
	うち 後期高齢者療養給付費負担金	100万円以上300万円未満			うち 後期高齢者療養給付費負担金	100万円以上300万円未満	
	うち 保育所運営費	100万円以上300万円未満			うち 保育所運営費	100万円以上300万円未満	
	うち 浄化槽設置整備事業補助金・浄化槽維持管理費補助金	100万円以上300万円未満			うち 浄化槽設置整備事業補助金・浄化槽維持管理費補助金	100万円以上300万円未満	
	うち 国民健康保険療養諸費・高額療養費・医療給付費分納付金・後期高齢者支援金等分納付金・介護納付金分納付金・人間ドック検診補助金	30万円以上100万円未満			うち 国民健康保険療養諸費・高額療養費・医療給付費分納付金・後期高齢者支援金等分納付金・介護納付金分納付金・人間ドック検診補助金	30万円以上100万円未満	
うち 介護保険介護				うち 介護保険介護			

給付費		給付費	
うち 後期高齢者医療人間ドック検診補助金・広域連合納付金	うち 後期高齢者医療人間ドック検診補助金・広域連合納付金	うち 後期高齢者医療人間ドック検診補助金・広域連合納付金	うち 後期高齢者医療人間ドック検診補助金・広域連合納付金
19 節	扶助費	100万円以上	30万円以上30万円未満
20 節	貸付金	100万円以上300万円未満	30万円以上30万円未満
21 節	補償、補填及び賠償金	100万円以上300万円未満	30万円以上30万円未満
22 節	償還金、利子及び割引料	100万円以上	30万円以上30万円未満
23 節	投資及び出資金	100万円以上300万円未満	30万円以上30万円未満
24 節	積立金	100万円以上300万円未満	30万円以上30万円未満
25 節	寄附金	—	—

節		以上300万円未満	100万円未満	
25節	寄附金	—	—	—
26節	公課費	100万円以上	30万円以上 100万円未満	30万円未満
27節	繰出金	100万円以上	30万円以上 100万円未満	30万円未満

流・充用等

専決事項		副町長	税財政課長	主管課長
予算流用に関する こと	同一項内の 算の流用	全額	—	—
	同一目内の 算の流用	—	全額	—
	節内流用	—	—	全額
予備費の充用		—	—	—
戻入れ・戻出		主管課長		
科目更正				
資金前渡清算書				

26節	公課費	100万円以上	—	30万円以上 100万円未満
27節	繰出金	100万円以上	—	30万円以上 100万円未満

流・充用等

専決事項		副町長	税財政課長	主管課長
予算流用に関する こと	同一項内の 算の流用	全額	—	—
	同一目内の 算の流用	—	全額	—
	節内流用	—	—	全額
予備費の充用		—	—	—
戻入れ・戻出		主管課長		
科目更正				
資金前渡清算書				

(東彼杵町介護予防支援事業運営規程の一部改正)

第5条 東彼杵町介護予防支援事業運営規程（平成19年規程第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(センターの名称等)</p> <p>第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 所在地 <u>長崎県東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷706番地4</u></p> <p>(職員の職種、員数及び職務の内容)</p> <p>第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。</p> <p>(1) 管理者 1名 (東彼杵町<u>長寿ほけん課長兼務</u>)</p> <p>管理者は、センターの担当職員その他従業者の管理、利用の申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行う。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(センターの名称等)</p> <p>第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 所在地 <u>長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1850番地6</u></p> <p>(職員の職種、員数及び職務の内容)</p> <p>第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。</p> <p>(1) 管理者 1名 (東彼杵町<u>健康ほけん課長兼務</u>)</p> <p>管理者は、センターの担当職員その他従業者の管理、利用の申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行う。</p> <p>(2) (略)</p>

(東彼杵町行旅病人、行旅死亡人及びその同伴者の救護並びに取扱いに関する規則の一部改正)
 第6条 東彼杵町行旅病人、行旅死亡人及びその同伴者の救護並びに取扱いに関する規則(平成21年規則第29号)の一部を次のよう
 に改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
様式第2号(第3条第1項関係) (略)	様式第2号(第3条第1項関係) (略)
様式第3号(第3条第2項関係) (略)	様式第3号(第3条第2項関係) (略)
様式第4号(第3条第3項関係) (略)	様式第4号(第3条第3項関係) (略)
様式第5号(第4条関係) (略)	様式第5号(第4条関係) (略)
様式第6号(第5条第2項関係) (略)	様式第6号(第5条第2項関係) (略)
様式第7号(第6条第2項関係) (略)	様式第7号(第6条第2項関係) (略)
様式第8号(第8条関係) (略)	様式第8号(第8条関係) (略)
様式第9号(第11条関係) (略)	様式第9号(第11条関係) (略)
様式第10号(第13条関係) (略)	様式第10号(第13条関係) (略)

(東彼杵町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第7条 東彼杵町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成24年規則第22号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(支給決定等の変更の通知)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 町長は、前条の申請に対し支給決定の変更を行わないと決定したときは、<u>(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費) 支給変更決定(却下) 通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定(却下) 通知書(様式第39号)</u>により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>(計画相談支援給付費の支給の決定等)</p> <p>第16条 町長は、前条に規定する申請があったときは、計画相談支援給付費の支給の可否を決定し、<u>計画相談支援給付費決定(却下) 通知書(様式第19号)</u>により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>様式第12号(第6条関係)(略)</p> <p><u>様式第18号(第18条関係)</u>(略)</p> <p><u>様式第39号(第8条関係)</u>(略)</p>	<p>(支給決定等の変更の通知)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 町長は、前条の申請に対し支給決定の変更を行わないと決定したときは、<u>支給決定変更却下通知書</u></p> <hr/> <p><u>(様式第39号)</u></p> <p>により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>(計画相談支援給付費の支給の決定等)</p> <p>第16条 町長は、前条に規定する申請があったときは、<u>計画相談支援給付費の支給の可否を決定し、計画相談支援給付費決定(却下) 通知書(様式第18号)</u>により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>様式第12号(第6条関係)(略)</p>

(東彼杵町障害児通所給付費等の支給に関する規則の一部改正)

第8条 東彼杵町障害児通所給付費等の支給に関する規則（平成24年規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
様式第1号 <u>（第3条関係）</u> （略）	様式第1号 _____ （略）
様式第2号 <u>（第4条関係）</u> （略）	様式第2号 <u>（第4条関係）</u> （略）
様式第3号 <u>（第4条及び第9条関係）</u> （略）	様式第3号 <u>（第4条及び第9条関係）</u> （略）
様式第6号 <u>（第8条関係）</u> （略）	様式第6号 _____ （略）
様式第7号 <u>（第9条関係）</u> （略）	様式第7号 <u>（第9条関係）</u> （略）
様式第9号 <u>（第6条関係）</u> （略）	様式第9号 <u>（第6条関係）</u> （略）
様式第10号 <u>（第10条関係）</u> （略）	様式第10号 <u>（第10条関係）</u> （略）
様式第14号 <u>（第14条関係）</u> （略）	様式第14号 <u>（第14条関係）</u> （略）
様式第15号 <u>（第15条関係）</u> （略）	様式第15号 _____ （略）

様式第16号 (第15条関係) (略)	様式第16号 (略)
様式第17号 (第16条関係) (略)	様式第17号 (第16条関係) (略)
様式第18号 (第17条関係) (略)	様式第18号 (第17条関係) (略)

(東彼杵町出納員及びその他の会計職員の設置に関する規則の一部改正)

第9条 東彼杵町出納員及びその他の会計職員の設置に関する規則 (令和3年規則第9号) の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前																																																				
(出納員及び会計職員)		(出納員及び会計職員)																																																				
第2条 (略)		第2条 (略)																																																				
2・3 (略)		2・3 (略)																																																				
4 会計職員は、次に掲げる職員をもって充てるものとし、別に辞令を発せられることなくその職にある期間中、会計職員に命じられたものとする。		4 会計職員は、次に掲げる職員をもって充てるものとし、別に辞令を発せられることなくその職にある期間中、会計職員に命じられたものとする。																																																				
<table border="1"> <tr> <td>総務課</td> <td>総務課長</td> <td>防災交通係長</td> <td>総務係長</td> </tr> <tr> <td>税財政課</td> <td>財政管財係長</td> <td></td> <td>住民税係長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>係長</td> <td>収納対策係長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>住民税係員</td> <td>固定資産税係員</td> <td>収納対策係員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>係長</td> <td>戸籍係長</td> <td>戸籍係員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>環境衛生係長</td> <td>環境衛生係員</td> <td>環境衛生係員</td> </tr> </table>	総務課	総務課長	防災交通係長	総務係長	税財政課	財政管財係長		住民税係長		係長	収納対策係長			住民税係員	固定資産税係員	収納対策係員		係長	戸籍係長	戸籍係員		環境衛生係長	環境衛生係員	環境衛生係員		<table border="1"> <tr> <td>総務課</td> <td>総務課長</td> <td>防災交通係長</td> <td>総務係長</td> </tr> <tr> <td>税財政課</td> <td>財政係長</td> <td>管財契約係長</td> <td>住民税係長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>係長</td> <td></td> <td>固定資産税係長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>住民税係員</td> <td>固定資産税係員</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>福祉係長</td> <td>戸籍係長</td> <td>福祉係員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>福祉係員</td> <td>戸籍係員</td> <td>戸籍係員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>生係長</td> <td>生係長</td> <td>環境衛生係員</td> </tr> </table>	総務課	総務課長	防災交通係長	総務係長	税財政課	財政係長	管財契約係長	住民税係長		係長		固定資産税係長		住民税係員	固定資産税係員			福祉係長	戸籍係長	福祉係員		福祉係員	戸籍係員	戸籍係員		生係長	生係長	環境衛生係員
総務課	総務課長	防災交通係長	総務係長																																																			
税財政課	財政管財係長		住民税係長																																																			
	係長	収納対策係長																																																				
	住民税係員	固定資産税係員	収納対策係員																																																			
	係長	戸籍係長	戸籍係員																																																			
	環境衛生係長	環境衛生係員	環境衛生係員																																																			
総務課	総務課長	防災交通係長	総務係長																																																			
税財政課	財政係長	管財契約係長	住民税係長																																																			
	係長		固定資産税係長																																																			
	住民税係員	固定資産税係員																																																				
	福祉係長	戸籍係長	福祉係員																																																			
	福祉係員	戸籍係員	戸籍係員																																																			
	生係長	生係長	環境衛生係員																																																			

長寿ほけん課	ほけん年金係長 長寿支援係員	ほけん年金係員 長寿支援係長	ほけん年金係長 長寿支援係長	健康ほけん課	介護保険係長 保険係員	国保年金係長 健康推進係長	介護 保険係員
こども健康課	子育て支援係長 健康増進係員	子育て支援係員 健康増進係長		建設課	建設課長 国保年金係員	管理係長 管理係員	
建設課	建設課長 管理係長	管理係員 管理係長		水道課	水道課長 水道課長	上下水道総務係長 上下水道総務係員	
教育委員会	社会教育係長 社会教育係員	社会教育係員 社会教育係長		教育委員会	社会教育係長 社会教育係員	社会教育係員 社会教育係長	
5・6 (略)				5・6 (略)			

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号

〇〇年度東彼杵町地域福祉基金助成金申請書

年 月 日

東彼杵町長 様

住 所

団 体 名

代表者名

〇〇年度東彼杵町地域福祉事業に対し、東彼杵町地域福祉基金の設置、
管理及び処分に関する運用規程により、助成金を次のとおり交付されるよう関係
書類を添えて申請します。

記

- 関係書類
- 1 理由書
 - 2 事業計画書及び収支予算書
 - 3 団体規約等
 - 4 その他町長が必要と認める書類

(新様式：改正案 10 ページ)
(東彼杵町地域福祉基金の設置、管理及び処分に関する運用規程の一部改正)

様式第3号

年 月 日

東彼杵町長 様

東彼杵町 郷 番地

氏 名

〇〇年度東彼杵町地域福祉基金助成金実績報告書

年 月 日付東彼 第 号で交付決定の通知があった東彼杵町地域福祉基金助成金について、東彼杵町地域福祉基金の設置、管理及び処分に関する運用規程第6条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

- 関係書類
- 1 事業実績書
 - 2 収支精算書
 - 3 写真等

様式第 7

東彼福第 号
年 月 日

身体障害者手帳 $\left(\begin{array}{c} \text{交 付} \\ \text{記載事項変更} \end{array} \right)$ 通知書

保健所長 様

東彼杵町長



下記のとおり身体障害者手帳 $\left(\begin{array}{c} \text{を 交 付} \\ \text{の記載事項が変更} \end{array} \right)$ されたので、身体障害者福祉法

施行令 $\left(\begin{array}{c} \text{第 8 条 第 2 項} \\ \text{第 1 1 条} \end{array} \right)$ の規定により通知します。

記

児童氏名 現 年 月 日生
旧

居住地 現
旧

保護者氏名 現 年 月 日生 続柄
旧

居住地 現
旧

身体障害者手帳交付年月日 年 月 日
(変更届受理年月日)

身体障害者手帳番号 第 号

障害名及び等級 種 級

様式第8

東彼福第 号
年 月 日

身体障害者死亡通知書

長崎県知事 様

東彼杵町長



下記の者について、 年 月 日をもってその死亡が確認されたので通知する。

記

氏 名

居 住 地

生年月日

手帳番号	第 号	交付年月日	年 月 日
障 害 名		死亡年月日	年 月 日

(注) 当該身体障害者の死亡を確認できる書類を添付すること。

様式第2号 (第3条第1項関係)

行 旅 病 人 等 救 護 通 知 書

東彼福第 号

年 月 日

様

長崎県東彼杵町長

印

行旅病人及行旅死亡人取扱法の規定に基づき 様を下記のとおり救護したので、次の期間内に引き取ってください。

指 定 引 取 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
-------------	-----------------

記

被 救 護 者	氏 名	
	住所・居所	
旅行の目的及び居住地出発以後の経過状況		
救 護 開 始 年 月 日		
救 護 場 所		
救護時の状況、病気の大要、救護方法及び回復予定年月日		
注 意	1 上記指定引取期間内に引取りができない特別の事情があると認められるときは、救護の期間を延長しますので、その旨申し出てください。 なお、申出に特別の事情が認められないとき、指定引取期間内に引き取らないときは、被救護者を送還します。 2 救護に要した費用は、被救護者が弁償できないときは、被救護者の扶養義務者が弁償することとされていますので、別途通知するところにより納めてください。	

(連絡先：長崎県東彼杵町町民課社会福祉係 電話番号 (0957) 46-1111)

様式第3号 (第3条第2項関係)

行旅病人等引取不要通知書

東彼福第 号

年 月 日

様

長崎県東彼杵町長

印

年 月 日付け 東彼福第 号で引き取っていただくよう通知しました次の方については、次のとおり引取りが不要となりましたので、通知します。

- 1 被救護者氏名
- 2 引取りが不要となった理由

様式第4号 (第3条第3項関係)

行 旅 病 人 等 引 取 通 知 書

東彼福第 号
年 月 日

長崎県知事 様

東彼杵町長 印

次のとおり行旅病人等を救護しましたが、被救護者の引取者がありませんので、貴職において引取りを行っていただくよう通知します。

- 1 被救護者氏名
- 2 被救護者の状況
- 3 被救護者に係る処置経過

(新様式：改正案 24 ページ)

(東彼杵町行旅病人、行旅死亡人及びその同伴者の救護並びに取扱いに関する規則の一部改正)

様式第5号 (第4条関係)

行旅病人等救護等通知書

東彼福第 号

年 月 日

様

東彼杵町長 印

次のとおり行旅病人等の救護（行旅死亡人の取扱い）をしましたので、引き取り等について御協力をお願いいたします。

- 1 被救護者等の氏名
- 2 被救護者等の状況

様式第6号 (第5条第2項関係)

行旅病人等留置救護決定通知書

東彼福第 号

年 月 日

様

東彼杵町長 印

年 月 日付け 東彼福第 号で通知した 様に係る
引取りの期間を下記理由により次のとおり延長することにしましたので、当該期日までに
引き取ってください。

延長した指定引取期間	年 月 日まで
------------	---------

記

被 救 護 者	氏 名	
	住所・居所	
引取期間延長理由		

(新様式：改正案 24 ページ)

(東彼杵町行旅病人、行旅死亡人及びその同伴者の救護並びに取扱いに関する規則の一部改正)

様式第7号 (第6条第2項関係)

行旅病人等送還決定通知書

東彼福第 号
年 月 日

様

東彼杵町長 印

当町が救護した 様について、下記のとおり送還することに決定しましたので、通知します。

記

被 救 護 者	氏 名	
	住所・居所	
送 還 期 日	年 月 日	
送還理由		

様式第8号 (第8条関係)

費用弁償請求書

東彼福第 号

年 月 日

様

東彼杵町長

印

年 月 日当町が救護し（取り扱っ）た

様に係る

東彼杵町の支弁費用について、次のとおり請求しますので、納入期限までに支払いは
くよう通知します。

- 1 請求金額 円
- 2 納入期限 年 月 日
- 3 添付書類 支弁費用計算書

支 弁 費 用 計 算 書

救護に要した費用	(被救護者支払額)	差 引 請 求 額	備 考
円	円	円	

(救護に要した費用の内訳)

種 目	数量又は点数	単 価	金 額	備 考
		円	円	
計				

様式第9号 (第11条関係)

行 旅 死 亡 人 取 扱 通 知 書

東彼福第 号

年 月 日

様

東彼杵町長 印

あなたの(続柄)の 様が下記のとおり死亡され、行旅病人及行旅死亡人取扱法の規定に基づき取り扱いましたので通知します。

記

死亡者	氏 名	
	住所・居所	
死亡又は発見の日時	年 月 日 午前・午後 時 (発見・死亡)	
死亡又は発見の場所		
死亡の状況		
人相及び特徴		
着衣の特徴		
遺留金品	遺留金 金 円 遺留物品	
処 理		
注 意	1 死亡者の(死体・遺骨)は、当町で保管していますので、速やかにお引き取りください。 2 死亡者の取扱いに要した費用は、最初に、死亡者の遺留金をこれに充て、なお不足する場合は、相続人又は扶養義務者が弁償することとされています。 3 費用が全額弁償されたときは、死亡者の遺留物品を相続人又は正当な請求者に引き渡します。	

(連絡先：長崎県東彼杵町町民課社会福祉係 電話番号 (0957) 46-1111)

様式第12号(第6条関係)

(一)

地域相談支援受給者証	
受給者証番号	
居住地	
フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日
障害種別	1 2 3
交付年月日	年 月 日
支給 市町村名 及び印	423211 東彼杵町役場 859-3808 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷 1850 番地 6 町民課社会福祉係 0957-46-1155 <div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 50px; margin: 10px auto; text-align: center; line-height: 50px;">公印</div>

(二)

地域相談支援給付費の給付決定内容	
地域相談支援の種類	
地域相談支援給付量等	
地域相談支援給付決定機関	年 月 日から 年 月 日まで
地域相談支援の種類	
地域相談支援給付量等	
地域相談支援給付決定機関	年 月 日から 年 月 日まで
予備欄	

(四)

計画相談支援給付費の支給内容	
支給期間	
指定特定相談支援事業所名	
モニタリング期間	
予備欄	

(四)

計画相談支援給付費の支給内容			
支給期間	年	月から	年 月まで
指定特定相談支援事業所名			
モニタリング期間			
予備欄			

(五)

注意事項欄	
1	この証は、各面をよく読んで大切に持っていただく
2	指定地域相談支援を受けようとするときは、必ずこの証を指定一般相談支援事業者に提示してください。
3	給付決定期間を経過したときは地域相談支援給付費の給付を受けられませんので、給付決定期間を経過する前に、市町村にこの証を添えて、給付の再申請をしてください。
4	この証の一面の記載事項に変更があったときは、14 日以内に、この証を添えて市町村にその旨を届け出てください。
5	給付決定期間内に、居住地を移そうとする場合は、事前に、この証を交付した市町村にご連絡、ご相談ください。また、給付決定期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14 日以内に、この証を添えて、この証を交付した市町村（旧居住地の市町村）に届け出てください。
6	この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出てください。また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに市町村に返してください。
7	受給者の資格がなくなつたときは、直ちにこの証を市町村に返してください。
8	不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰される場合があります。
9	給付決定の内容欄に記載されていない地域相談支援については、地域相談支援給付費の給付は受けられません。

(東彼杵町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

様式第 18 号 (第 18 条関係)

計画相談支援依頼 (変更) 届出書

東彼杵町長

次のとおり届け出します。

届出年月日

年 月 日

区分	新規・変更
----	-------

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名	個人番号		
	居住地	〒		
申請に係る 児童氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名	個人番号	続柄	

計画相談支援を依頼した指定特定相談支援事業所名	
フリガナ	
事業所名	
住所	〒
	電話番号

指定特定相談支援事業所を変更する理由 (変更の場合に記載)

変更年月日 年 月 日

(東彼杵町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)
様式第39号様式(第8条関係)

(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費)支給変更決定(却下)通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定(却下)通知書

第 年 月 日 号

様

東彼杵町長



年 月 日に申請のありました((介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費)の支給変更)(及び)(利用者負担額減額・免除等の変更)について、(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条及び第29条)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第34条)の規定に基づき下記のとおり決定し、通知します。

記

1 決定

受給者証番号		支給決定障害者(保護者)氏名	
変更年月日		支給決定に係る児童氏名	
変更の内容	変更前		
	変更後		

受給者証を東彼杵町町民課に提出してください。ただし、既に受給者証を提出されている方は、不要です。

提出先 東彼杵町 町民課社会福祉係

住所 〒859-3808 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1850番地6 電話番号 0957-46-1155

提出期限 年 月 日

2 却下

理由	
----	--

教示

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に長崎県知事に対し審査請求をすることができます。
- また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に東彼杵町を被告として(訴訟において東彼杵町を代表する者は東彼杵町長となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後(次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。)でなければ提起することができないこととされています。
 - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

児童発達通所給付費支給決定通知書兼
利用者負担額減額・免除等決定通知書

第 号
年 月 日

様

東彼杵町長

年 月 日に申請のありました児童発達通所給付費の支給及び利用者負担額減額・免除等について、児童福祉法第 21 条の 5 の 3 及び第 21 条の 5 の 5 の規定に基づき下記のとおり決定し、受給者証を交付しますので通知します。

記

受給者証番号		通所給付決定保護者氏名	
給付決定年月日	年 月 日	給付決定に係る児童氏名	
負担上限月額	円	左の上限月額の適用期間	
給付決定内容	通所支援の種類	支援の内容及び支給量	有効期間
	特記事項		

肢体不自由児通所医療	公費負担者番号		公費受給者番号	
	肢体不自由児通所医療(食事療養を除く)の負担上限月額	月額	円	
	上限額の適用期間			

不服申立て及び取消訴訟

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に長崎県知事に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、長崎県知事に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。
- また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に東彼杵町を被告として(訴訟において東彼杵町を代表とする者は東彼杵町長となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後(次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときに除く。)でなければ提起することができないこととされています。
 - 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問い合わせ先 町民課社会福祉係
住所 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷 1 8 5 0 番地 6
電話番号 0 9 5 7 - 4 6 - 1 1 5 5

児童発達通所給付費支給(変更)申請(及び利用者
負担額減額・免除等(変更)申請)却下決定通知書

東彼福第 号
年 月 日

様

東彼杵町長 印

年 月 日に申請のありました児童発達通所給付費の支給(決定の変更)(及び利用者負担額減額・免除等(変更))については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

1 申請事項

2 却下の理由

不服申立て及び取消訴訟

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に長崎県知事に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、長崎県知事に申し立てれば、口頭により意見を述べるすることができます。
- また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に東彼杵町を被告として(訴訟において東彼杵町を代表する者は東彼杵町長となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後(次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。)でなければ提起することができないこととされています。
 - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問い合わせ先 町民課社会福祉係
住所 東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1850番地6
電話番号 0957-46-1155

児童発達通所給付費支給変更決定通知書兼
利用者負担額減額・免除等変更決定通知書

第 号
年 月 日

様

東彼杵町長

年 月 日に申請のありました児童発達通所給付費の支給変更及び利用者負担額減額・免除等の変更について、児童福祉法第 21 条の 5 の 7 の規定に基づき下記のとおり決定し、通知します。

記

受給者証番号																		通所給付決定 保護者氏名	
給付決定年月日																		給付決定に係る 児童氏名	
変更の内容	変更前																		
	変更後																		

受給者証を提出してください。ただし、既に受給者証を提出されている方は、不要です。

提出先 町民課社会福祉係
住所 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷 1 8 5 0 番地 6
電話番号 0 9 5 7 - 4 6 - 1 1 5 5
提出期限 年 月 日

不服申立て及び取消訴訟

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に長崎県知事に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、長崎県知事に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。
- また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に東彼杵町を被告として（訴訟において東彼杵町を代表とする者は東彼杵町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問い合わせ先 町民課社会福祉係
住所 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷 1 8 5 0 番地 6
電話番号 0 9 5 7 - 4 6 - 1 1 5 5

児童発達通所給付費支給決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

東彼杵町長

児童福祉法第 21 条の 5 の 9 第 1 項の規定により、下記のとおり支給決定を取り消しましたので通知します。

記

受給者証番号		通所給付決定 保護者氏名	
支給決定取消日		給付決定に係る 児童氏名	
取消理由			

受給者証を東彼杵町に返還してください。ただし、既に受給者証を提出されている方は、不要です。

返還先 町民課社会福祉係
住所 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷 1 8 5 0 番地 6

返還期限 年 月 日

不服申立て及び取消訴訟

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に長崎県知事に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、長崎県知事に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。
- また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に東彼杵町を被告として（訴訟において東彼杵町を代表とする者は東彼杵町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問い合わせ先 町民課社会福祉係
住所 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷 1 8 5 0 番地 6
電話番号 0 9 5 7 - 4 6 - 1 1 5 5

高額児童発達通所給付費支給決定 (申請却下) 通知書

第 号
年 月 日

様

東彼杵町長

年 月 日に申請のありました高額児童発達通所給付費の支給について、下記のとおり決定 (申請を却下) しましたので通知します。

記

受給者証番	号	申請者氏名
-------	---	-------

受付年月日	決定年月日		
本人支払額	円	申請に係るサービス利用月	
支給・却下の別	<input type="checkbox"/> 支給する <input type="checkbox"/> 却下する	支給金額	円
却下の理由			

不服申立て及び取消訴訟

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に長崎県知事に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、長崎県知事に申し立てれば、口頭により意見を述べるすることができます。
- また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に東彼杵町を被告として (訴訟において東彼杵町を代表とする者は東彼杵町長となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後 (次の (1) から (3) までのいずれかに該当するときを除く。) でなければ提起することができないこととされています。
 - 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問い合わせ先 町民課社会福祉係
住所 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷 1 8 5 0 番地 6
電話番号 0 9 5 7 - 4 6 - 1 1 5 5

児童発達相談支援給付費支給決定 (申請却下) 通知書

第 号
年 月 日

様

東彼杵町長

児童発達相談支援給付費の支給については、下記のとおり決定 (申請を却下) しましたので通知します。

記

障害福祉サービス 受給者証番号		地域相談支援 受給者証番号	
通所受給者証番号			
申請者氏名		申請に係る 児童氏名	
支給の可否	可 ・ 否		
支給する	支給期間		
	モニタリング 期間		
却下する	理由		

不服申立て及び取消訴訟

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に長崎県知事に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、長崎県知事に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。
- また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に東彼杵町を被告として (訴訟において東彼杵町を代表とする者は東彼杵町長となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後 (次の (1) から (3) までのいずれかに該当するときに除く。) でなければ提起することができないこととされています。
 - 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問い合わせ先 町民課社会福祉係
住所 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷 1 8 5 0 番地 6
電話番号 0 9 5 7 - 4 6 - 1 1 5 5

児童発達相談支援給付費支給取消通知書

第 号
年 月 日

様

東彼杵町長

児童福祉法施行規則第 25 条の 26 の 4 第 1 項の規定により、児童発達相談支援給付費の支給を行わないこととしたので通知します。なお、以下のとおり通所受給者証を返還すること。

記

障害福祉サービス 受給者証番号		地域相談支援 受給者証番号	
通所受給者証番号			
支給取消に係る 障害者(保護者)		児童氏名	
支給を行わないこと とした日			
理由			
通所受給者証の返 還先及び返還期限	返 還 先 : 返 還 期 限 :		

不服申立て及び取消訴訟

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に長崎県知事に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、長崎県知事に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。
- また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に東彼杵町を被告として(訴訟において東彼杵町を代表とする者は東彼杵町長となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後(次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは除く。)でなければ提起することができないこととされています。
 - 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問い合わせ先 町民課社会福祉係
住所 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷 1 8 5 0 番地 6
電話番号 0 9 5 7 - 4 6 - 1 1 5 5